三一、乙一〇〇九の三三、乙一〇〇九の三五、乙一〇一〇の一、乙一〇一〇の二、乙一〇一一の一、乙一〇一一の二、乙一〇一四、乙一〇一五、乙一〇一八から乙一〇二〇まで、乙一〇二一の三、乙一〇二五の二、乙一〇二五の三、乙一〇二八、乙一〇三〇の一、乙一〇三一の一、乙一〇三二の一、乙一〇三二の四から乙一〇三二の七まで、乙一〇三三の九、乙一〇三三の一〇、乙一〇三三の一二、乙一〇三三の一五、乙一〇三四の一、乙一〇三四の四、乙一〇三四の五から乙一〇三四の七まで、乙一〇三四の九、乙一〇三四の一〇、乙一〇三四の一二から乙一〇三四の一五まで、乙一〇三四の一九、乙一〇三四の二一、乙一〇三四の二三、乙一〇三四の二四、乙一〇三四の二六、乙一〇三五、乙一〇三六、乙一〇四〇、乙一〇四三から乙一〇四五まで、乙一〇四八から乙一〇五〇まで、乙一〇五四、乙一〇五七の一、乙一〇六三、乙一〇六五の一、乙一〇六六の二、乙一〇七の一、乙一〇七〇の一、乙一〇七二の一、乙一〇七三の一、乙一〇七七の一、乙一〇七八の一、乙一〇七九の二、乙一〇八〇の一、乙一〇八四の一、乙一〇八九、乙一〇九二の一、乙一〇九二の三、乙一〇九三、乙一〇九九の二、乙一〇九九の三、乙一〇九九の四、乙一〇九九の一〇、乙一〇九九の一一、乙一〇九九の一二、乙一〇九九の一三、乙一〇九九の一四、乙一〇九九の一五、乙一〇九九の一六、乙一〇九九の一七、乙一〇九九の一八、乙一〇九九の一九、乙一〇九九の二〇、乙一〇九九の二一、乙一〇九九の二二、乙一〇九九の二三、乙一〇九九の二四、乙一〇九九の二五、乙一〇九九の二六、乙一〇九九の二七、乙一〇九九の二八、乙一〇九九の二九、乙一〇九九の三〇、乙一〇九九の三一、乙一〇九九の三二、乙一〇九九の三三、乙一〇九九の三四、乙一〇九九の三五、乙一〇九九の三六、乙一〇九九の三七、乙一〇九九の三八、乙一〇九九の三九、乙一〇九九の四〇、乙一〇九九の四一、乙一〇九九の四二、乙一〇九九の四三、乙一〇九九の四四、乙一〇九九の四五、乙一〇九九の四六、乙一〇九九の四七、乙一〇九九の四八、乙一〇九九の四九、乙一〇九九の五〇、乙一〇九九の五一、乙一〇九九の五二、乙一〇九九の五三、乙一〇九九の五四、乙一〇九九の五五、乙一〇九九の五六、乙一〇九九の五七、乙一〇九九の五八、乙一〇九九の五九、乙一〇九九の六〇、乙一〇九九の六一、乙一〇九九の六二、乙一〇九九の六三、乙一〇九九の六四、乙一〇九九の六五、乙一〇九九の六六、乙一〇九九の六七、乙一〇九九の六八、乙一〇九九の六九、乙一〇九九の七〇、乙一〇九九の七一、乙一〇九九の七二、乙一〇九九の七三、乙一〇九九の七四、乙一〇九九の七五、乙一〇九九の七六、乙一〇九九の七七、乙一〇九九の七八、乙一〇九九の七九、乙一〇九九の八〇、乙一〇九九の八一、乙一〇九九の八二、乙一〇九九の八三、乙一〇九九の八四、乙一〇九九の八五、乙一〇九九の八六、乙一〇九九の八七、乙一〇九九の八八、乙一〇九九の八九、乙一〇九九の九〇、乙一〇九九の九一、乙一〇九九の九二、乙一〇九九の九三、乙一〇九九の九四、乙一〇九九の九五、乙一〇九九の九六、乙一〇九九の九七、乙一〇九九の九八、乙一〇九九の九九、乙一〇九九の一〇〇、乙一〇九九の一〇一、乙一〇九九の一〇二、乙一〇九九の一〇三、乙一〇九九の一〇四、乙一〇九九の一〇五、乙一〇九九の一〇六、乙一〇九九の一〇七、乙一〇九九の一〇八、乙一〇九九の一〇九、乙一〇九九の一一〇、乙一〇九九の一一一、乙一〇九九の一一二、乙一〇九九の一一三、乙一〇九九の一一四、乙一〇九九の一一五、乙一〇九九の一一六、乙一〇九九の一一七、乙一〇九九の一一八、乙一〇九九の一一九、乙一〇九九の一二〇、乙一〇九九の一二一、乙一〇九九の一二二、乙一〇九九の一二三、乙一〇九九の一二四、乙一〇九九の一二五、乙一〇九九の一二六、乙一〇九九の一二七、乙一〇九九の一二八、乙一〇九九の一二九、乙一〇九九の一三〇、乙一〇九九の一三一、乙一〇九九の一三二、乙一〇九九の一三三、乙一〇九九の一三四、乙一〇九九の一三五、乙一〇九九の一三六、乙一〇九九の一三七、乙一〇九九の一三八、乙一〇九九の一三九、乙一〇九九の一四〇、乙一〇九九の一四一、乙一〇九九の一四二、乙一〇九九の一四三、乙一〇九九の一四四、乙一〇九九の一四五、乙一〇九九の一四六、乙一〇九九の一四七、乙一〇九九の一四八、乙一〇九九の一四九、乙一〇九九の一五〇、乙一〇九九の一五一、乙一〇九九の一五二、乙一〇九九の一五三、乙一〇九九の一五四、乙一〇九九の一五五、乙一〇九九の一五六、乙一〇九九の一五七、乙一〇九九の一五八、乙一〇九九の一五九、乙一〇九九の一六〇、乙一〇九九の一六一、乙一〇九九の一六二、乙一〇九九の一六三、乙一〇九九の一六四、乙一〇九九の一六五、乙一〇九九の一六六、乙一〇九九の一六七、乙一〇九九の一六八、乙一〇九九の一六九、乙一〇九九の一七〇、乙一〇九九の一七一、乙一〇九九の一七二、乙一〇九九の一七三、乙一〇九九の一七四、乙一〇九九の一七五、乙一〇九九の一七六、乙一〇九九の一七七、乙一〇九九の一七八、乙一〇九九の一七九、乙一〇九九の一八〇、乙一〇九九の一八一、乙一〇九九の一八二、乙一〇九九の一八三、乙一〇九九の一八四、乙一〇九九の一八五、乙一〇九九の一八六、乙一〇九九の一八七、乙一〇九九の一八八、乙一〇九九の一八九、乙一〇九九の一九〇、乙一〇九九の一九一、乙一〇九九の一九二、乙一〇九九の一九三、乙一〇九九の一九四、乙一〇九九の一九五、乙一〇九九の一九六、乙一〇九九の一九七、乙一〇九九の一九八、乙一〇九九の一九九、乙一〇九九の二〇〇、乙一〇九九の二〇一、乙一〇九九の二〇二、乙一〇九九の二〇三、乙一〇九九の二〇四、乙一〇九九の二〇五、乙一〇九九の二〇六、乙一〇九九の二〇七、乙一〇九九の二〇八、乙一〇九九の二〇九、乙一〇九九の二一〇、乙一〇九九の二一一、乙一〇九九の二一二、乙一〇九九の二一三、乙一〇九九の二一四、乙一〇九九の二一五、乙一〇九九の二一六、乙一〇九九の二一七、乙一〇九九の二一八、乙一〇九九の二一九、乙一〇九九の二二〇、乙一〇九九の二二一、乙一〇九九の二二二、乙一〇九九の二二三、乙一〇九九の二二四、乙一〇九九の二二五、乙一〇九九の二二六、乙一〇九九の二二七、乙一〇九九の二二八、乙一〇九九の二二九、乙一〇九九の二三〇、乙一〇九九の二三一、乙一〇九九の二三二、乙一〇九九の二三三、乙一〇九九の二三四、乙一〇九九の二三五、乙一〇九九の二三六、乙一〇九九の二三七、乙一〇九九の二三八、乙一〇九九の二三九、乙一〇九九の二四〇、乙一〇九九の二四一、乙一〇九九の二四二、乙一〇九九の二四三、乙一〇九九の二四四、乙一〇九九の二四五、乙一〇九九の二四六、乙一〇九九の二四七、乙一〇九九の二四八、乙一〇九九の二四九、乙一〇九九の二五〇、乙一〇九九の二五一、乙一〇九九の二五二、乙一〇九九の二五三、乙一〇九九の二五四、乙一〇九九の二五五、乙一〇九九の二五六、乙一〇九九の二五七、乙一〇九九の二五八、乙一〇九九の二五九、乙一〇九九の二六〇、乙一〇九九の二六一、乙一〇九九の二六二、乙一〇九九の二六三、乙一〇九九の二六四、乙一〇九九の二六五、乙一〇九九の二六六、乙一〇九九の二六七、乙一〇九九の二六八、乙一〇九九の二六九、乙一〇九九の二七〇、乙一〇九九の二七一、乙一〇九九の二七二、乙一〇九九の二七三、乙一〇九九の二七四、乙一〇九九の二七五、乙一〇九九の二七六、乙一〇九九の二七七、乙一〇九九の二七八、乙一〇九九の二七九、乙一〇九九の二八〇、乙一〇九九の二八一、乙一〇九九の二八二、乙一〇九九の二八三、乙一〇九九の二八四、乙一〇九九の二八五、乙一〇九九の二八六、乙一〇九九の二八七、乙一〇九九の二八八、乙一〇九九の二八九、乙一〇九九の二九〇、乙一〇九九の二九一、乙一〇九九の二九二、乙一〇九九の二九三、乙一〇九九の二九四、乙一〇九九の二九五、乙一〇九九の二九六、乙一〇九九の二九七、乙一〇九九の二九八、乙一〇九九の二九九、乙一〇九九の三〇〇、乙一〇九九の三〇一、乙一〇九九の三〇二、乙一〇九九の三〇三、乙一〇九九の三〇四、乙一〇九九の三〇五、乙一〇九九の三〇六、乙一〇九九の三〇七、乙一〇九九の三〇八、乙一〇九九の三〇九、乙一〇九九の三一〇、乙一〇九九の三一一、乙一〇九九の三一二、乙一〇九九の三一三、乙一〇九九の三一四の三まで、乙一三一四の六、乙一三一四の八、乙一三一六の一、乙一三一七、乙一三二〇の一、乙一三二の二、乙一三二一、乙一三二九の一、乙一三四二の一、乙一三四二の二、乙一三四五の一、乙一三四六の二、乙一三四八から乙一三五〇まで、乙一三五五、乙一三五六の一、乙一三六〇、乙一三六三から乙一三六六まで、乙一三七二の一、乙一三八五、乙一三九四、乙一三九五、乙一三九六の四まで、乙一三九六の八、乙一三九六の九、乙一四〇一、乙一四〇五、乙一四〇六から乙一四一二まで、乙一四一三の一、乙一四一三の二、乙一四一四の一、乙一四一五の一、乙一四一五の二、乙一四一六、乙一四一七の一から乙一四一七の三まで、乙一四一七の一一、乙一四一七の一二、乙一四一七の一四、乙一四一七の一六、乙一四一八の一、乙一四一八の二、乙一四二三の一、乙一四二四、乙一四二五の一、乙一四二七の四まで、乙一四二八の一、乙一四二八の二、乙一四二九の一から乙一四二九の四まで、乙一四二九の六、乙一四二九の七、乙一四三三の一、乙一四三三の二、乙一四三六、乙一四三七、乙一四三九から乙一四四三まで、乙一四四五から乙一四四九まで、乙一四五六から乙一四五九まで、乙一四六二、乙一四六三、乙一四六五から乙一四七三まで、乙一四七五の一、乙一四七五の二、乙一四七六の一、乙一四七六の二、乙一四七九、乙一四八二、乙一四八六の一、乙一四八六の三、乙一四八六の五、乙一四八七の一、乙一四八七の三、乙一五〇五、乙一五〇六の二、乙一五〇六の三、乙一五〇七の一から乙一五〇七の三まで、乙一五〇八の一、乙一五一八の一、乙一五四八の一、乙一五四八の二、乙一五五八、乙一五五九、乙一五六一、乙一五六二、乙一五六五の三、乙一五七二の一、乙一五七三、乙一五七四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県にかほ市平沢字山刀研沢一九の二、二一、二三の六から二三の一八まで、二三の二二から二三の二八まで、二三の三〇、二三の四五、二三の四六、二三の六五、二三の六六、二三の九二、二三の九八、二三の一〇六、二二・二三の一から二三の三まで・二三の六七・二三の六八・二三の一〇三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、由利本荘市舘字大平七の二六、八、川西字滝浪沢一一七の四、一一八の二四、北秋田市阿仁水無字湯口内一〇、四二五の一、四六九、五〇三、字湯ノ沢四、四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山刀研沢二三の一・二三の九八・二三の一〇三・字大平七の二六・八・字滝浪沢一一七の四・字湯口内一〇・字湯ノ沢四の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市河合町角川字水なし二三七三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字水なし二三七三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県横須賀市子安三一六五地先・三一六六地先・三一六七地先・三一七二地先（以上四筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、三一六七地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三一四三地先・三一六〇地先・三一六二地先・三一六三地先・三一六四地先・三一六五地先・三一六七地先・三一八六地先（以上十筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、三一四三地先・三一六〇地先・三一七一地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、三一四三、三一六〇から三一七二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備